

鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営規定

鹿児島R. 共同アクティビティとして相応しい案件について、各クラブは鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営委員会に申請し、同委員会にて審議・承認される。

(2016年 7月1 日より運用)

1. 申請可能な事業

- 青少年健全育成事業および、地球環境保全に関する事業。但し継続事業は除き新規事業に限る。
但し、以上の事業以外でも申請内容を鹿児島R. アクティビティ基金運営委員会が妥当で必要とした事業は認める。

2. 申請単位

- 単一クラブ又は、複数クラブで行う事業。
- ゾーン又は、リジョン単位などで行われる合同事業。

3. 申請事業1件に対する補助金額（事業予算の50%まで。）

- 補助下限（10万円） 上限（30万円）。
- 年間補助金合計は（120万円）

※これ以上の金額になる事業は、LCIF交付金を活用する。

4. 申請の時期

- 申請締切 * 7月末 * 9月末 * 12月末 * 2月末
- 審議 鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営委員会にて下記の月に行う。
* 8月 * 10月 * 1月 * 3月

※申請するクラブは、締切審議日程等を考慮の上、立案下さい。

5. 鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営委員会の構成

- 委員長 リジョン・チェアパーソン
- 委員 前リジョン・チェアパーソン, ゾーン・チェアパーソン (12 ~102)